

## JIS 案コメントシート： JIS Q22301

No.	委員名	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
1	勝俣	164	0.3	-	GE	原文の during a disruption に対する JIS Q 22301 案は「中断・障害の期間中の」であるが、「中断・障害の間の」または「中断・障害中の」が望ましいと考える。	「中断・障害の間の」または「中断・障害中の」に変更する。	いただいたコメントを採用し、次のように修正いたします。  「中断・障害中の」
2	経済産業省	277 ~ 278, 285 ~ 286, 344 ~ 345, 352 ~ 353				「このことは、この規格の用語の定義は、ISO が作成した ISO マネジメントシステム規格の共通用語の定義と同じであり、」は不要ではないか。たとえば 269~272 までと表記が異なるうえ、「このことは」に対応する述語がない。	「このことは、この規格の用語の定義は、ISO が作成した ISO マネジメントシステム規格の共通用語の定義と同じであり、」を削除して他と表記を合わせる。	コメント 2、3、5、6 は、いずれも ISO/IEC 業務指針附属書 L の共通用語との異同に関する下線部の追加文章に関するご指摘です。これらの定義は、附属書 L に規定されている用語定義（注記含む）と ① 一致しているもの ② 注記が追加されたもの、 ③ 定義の変更があるもの（リスクの定義のみ）：原文にも注釈 5 に記載 に分類されます。  従いまして、説明が重複するため、下線の部分は削除することとします。 なお、解説に今回の改定の趣旨でもある ISO/IEC 業務指針附属書 L の説明をいたします。
3	本山	263~2 65 270~2 72	3.6 3.7 3.8 3.9	注釈 1 または	ED	用語定義の注釈として追加された下線箇所は、共通用語及び中核となる定義を採用していることの補足説明として、意味	「0.4 この規格の内容」の項の行番号 195（注釈等について説明されている箇所）の後に、例えば、「な	コメント 2 を参照ください。

※コメントの種類

GE = general(一般的)

TE = technical (技術的/専門的)

ED = editorial (JIS 用語/様式)

# JIS 案コメントシート： JIS Q22301

No.	委員名	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
		277~2 80 285~2 88 303~3 06 311~3 13 344~3 47 353~3 55 361~3 64 370~3 72 410~4 12 425~4 28 437~4 39 452~4 54 483~4 85	3.11 3.12 3.16 3.17 3.18 3.19 3.22 3.24 3.26 3.28 3.31	注釈 2 または 注釈 3 のい ずれか の下 線箇 所		<p>が同じであることを記しています。これらは合計 53 行にわたり、定義の約 2 頁分（定義 6 頁の 3 分の 1）を占めています。共通用語及び中核をそのまま採用するのであれば、補足説明は無くても定義の意味が同じであることは十分に通じると思われます。</p> <p>実際の定義が一行から二行に対し、補足は三行から四行と多く、大事な定義が目立たなくなり、読みにくく感じられます。</p> <p>利用者は、文字数やページが多いというだけで取っ付き難さを感じてしまいます。できるだけ文字数を少なくし、すぐ読めると認識されやすい規格を期待します。また、定義は規格を読む際に何度も振り返り確認するため、ページが多いと振り返りに時間がかかり理解・読解時の学習が非効率になります。それが紙媒体の場合には顕著となります。</p> <p>逆に、3.2 注釈 6、3.15 注釈 3、3.20 注釈 5、3.21 注釈 3、3.30 注釈 5 の下線部分は、定義の表現の一部が異なっていますが意味は共通用語と同じであること、あるいは、定義は共通用語と同じであっても意味が異なることを説明しており、必要な説明として、分かりやすく感じられます。</p>	<p>お、3 項定義の注釈に記載の“この規格の対応国際規格のこの用語は、ISO マネジメントシステム規格の共通用語及び中核となる定義を採用している”とは、その用語が、ISO マネジメントシステム規格の共通用語及び中核となる定義を採用している他の JIS のマネジメントシステム規格における用語定義と原則同じであることを意味している。」など、3 項の定義全般の読み方として、あらかじめ取りまとめて説明しておいてはいかがでしょうか。</p>	

※コメントの種類

GE = general(一般的)

TE = technical (技術的/専門的)

ED = editorial (JIS 用語/様式)

# JIS 案コメントシート： JIS Q22301

No.	委員名	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
4	経済産業省	289	3.10			「事業の中断・障害」の定義の修飾関係がわかりにくい。	「予見されているかどうかにかかわらず、組織の目的に従って想定される製品及びサービスの提供では計画されておらず、好ましくない逸脱を引き起こすインシデント」ということか？	いただいたコメントを採用し、次のように修正します。  「予見されたか、されなかったにかかわらず、組織の目的に従って想定される製品及びサービスの提供では計画されておらず、好ましくない逸脱を引き起こすインシデント」
5	経済産業省	361～362, 369～370, 425～426				No. 2 の指摘と同趣旨（文言が異なるため分けて記載） 「このことは、この規格の用語の定義は、ISO が作成した ISO マネジメントシステム規格の共通用語の定義と同じである。」は不要ではないか。 「このことは」に対応する述語がなく、維持するなら「（略）と同じであることを意味する」などとする必要がある。	「このことは、この規格の用語の定義は、ISO が作成した ISO マネジ 362 メントシステム規格の共通用語の定義と同じである。」を削除して他と表記を合わせる。	コメント 2 をご参照ください。
6	経済産業省	386～387, 400～401				No. 2 の指摘と同趣旨（文言、内容が異なるため分けて記載） 「このことは、注釈 2 が追加されたことで、他の JIS のマネジメントシステム規格の定義とは異なる。」	242～243 と表現を合わせる。	コメント 2 をご参照ください。
7	経済産業省	674				「あらかじめ定めた間隔で及び組織内又は組織が活動している状況に著しい変更が生じたときに」とあるが、及びでつないでいるものの並列関係がわかりにくい。	「あらかじめ定めた間隔が経過したとき」など、及びの前を「～とき」の形にする。 (修正する場合は 837 行目の表現などとの整合も留意要)	いただいたコメントを採用し、次のように修正します。  「あらかじめ定めた間隔において、及び組織内又は・・・」

※コメントの種類

GE = general(一般的)

TE = technical (技術的/専門的)

ED = editorial (JIS 用語/様式)

# JIS 案コメントシート： JIS Q22301

No.	委員名	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
								837 行も同様に、 「これらの評価は、あらかじめ定め た間隔をおいて、」に修正します。
8	勝俣	621	7.4 a)	-	GE	<p>認証活動に使われている規格において、原文（ISO 規格）が、最も利用されている ISO 9001、ISO 14001 と同じ英文の場合、JIS Q 9001、JIS Q 14001 と同じ表記とし、これら規格と一緒に利用するユーザーの便益を高める。</p> <p>原文：on what it will communicate JIS Q 9001、JIS Q 14001：コミュニケーションの内容 JIS Q 22301 案：伝達する内容</p>	「コミュニケーションの内容」に変更する。	<p>いただいたコメントを採用し、今回の改正の趣旨に併せて、次のように修正いたします。</p> <p>「コミュニケーションの内容」</p>
9	勝俣	646	7.5.3.1 b)	-	GE	<p>No. 7 コメントに同じ</p> <p>原文：it is adequately protected JIS Q 9001、JIS Q 14001：文書化した情報が十分に保護されている JIS Q 22301 案：文書化した情報が適切に保護されている。</p>	「文書化した情報が十分に保護されている」に変更する。	<p>いただいたコメントを採用し、今回の改正の趣旨に併せて、次のように修正いたします。</p> <p>「文書化した情報が十分に保護されている」</p>
10	経済産業省	888				<p>「事業の中断・障害を引き起こすインシデント」とあるが、「事業の中断・障害」の定義（3. 10）が「（略）引き起こすインシデント」となっており、インシデントそのものを指してい</p>	「事業の中断・障害」に修正する。	<p>いただいたコメントを採用し、ご提案通りに以下に修正いたします。</p> <p>「事業の中断・障害」</p>

※コメントの種類

GE = general(一般的)

TE = technical (技術的/専門的)

ED = editorial (JIS 用語/様式)

# JIS 案コメントシート： JIS Q22301

No.	委員名	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
						るため、二重表現となっている。		
11	本山	888	9.3.2 j)		GE	<p>「ニアミス」には定義が無く、インシデントとの違いが不明瞭です。</p> <p>「ニアミス」は JIS Q 22301:2013 の 3.17 注記 4 や 9.1.1 注記で“結果にまで至らない事象”、“パフォーマンス不足”の一つとして紹介される扱いでした。この改訂版では、インシデントと併記され、規格本文に組み込まれて要求事項の一部になりました。利用者はその違いを理解しようとして、構築や審査の現場で疑問や議論が生じる箇所と考えられます。</p>	ニアミスとインシデントとの違い、及びその使い分けについて、JIS 規格には追補として下線入りの補足説明をつけるか、JIS 規格の後ろの「解説」部分にニアミスがインシデントと並んで規格に組み込まれたかの経緯を含めて補足説明を入れると分かりやすくなると思われます。	<p>いただいたコメントを採用いたします。</p> <p>「ニアミス」が「事業の中断・阻害」（=今回の修正前の「事業の中断・阻害を引き起こすインシデント」）と本文で明記され、要求事項となったことから、本文 9.3.2 の注記及び解説に、ニアミスの補足説明を追加いたします。</p> <p>追加する注記（案） 「ニアミスとは、事業の中断・阻害の結果までには至らなかったインシデントを指す。」</p>

以上